

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の二第一項の規定による政治団体の設立の届出の公表（平成二十四年三月分、平成二十四年四月二十三日公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年四月一日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 山田吉三郎

「 中込淳之介後援会

会計責任者の  
氏名

中込淳之介

小林 伸吾

二四、 三、 二三

」を

「 中込淳之介後援会

会計責任者の  
氏名

中込由美恵

小林 伸吾

二四、 三、 二三

」に改める。